

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年10月31日
【会社名】	株式会社ウェブクルー
【英訳名】	WebCrew Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 青山 浩
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目10番5号
【電話番号】	03(6415)8050(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理ディビジョン統轄 今森 教仁
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目10番5号
【電話番号】	03(6415)8050(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理ディビジョン統轄 今森 教仁
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,500,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)]

銘柄	株式会社ウェブクルー第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
記名・無記名の別	本新株予約権付社債については、無記名式とし、本新株予約権付社債を発行しないものとする。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金1,500,000,000円
各社債の金額(円)	金100,000,000円の1種
発行価額の総額(円)	金1,500,000,000円
発行価格(円)	額面100円につき金100円 ただし、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率(%)	年率0.7%
利払日	毎年4月30日及び10月31日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は発行日の翌日から償還期日までこれを付す。</p> <p>(2) 本社債の利息は、平成25年4月末日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後6ヶ月毎に各々その期間分を支払う。ただし、第1回および1年に満たない期間の本社債の利息は年365日の日割りをもってこれを計算する。</p> <p>(3) 本社債の利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 利息を支払うときは、各本社債の額面金額に年利率を掛け、その積に当該利息期間の実日数を分子とし、365を分母とする分数を乗じて算出された金額から小数点第1位を四捨五入したものを支払う。</p> <p>(5) 償還期日後は利息を付さない。ただし、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当社は、当該元本について償還期日の翌日(当日を含む。)から、現実の支払いがなされ償還が完了した日(当日を含む。)までの期間につき、年14.5%の利率による遅延損害金を支払う。かかる遅延損害金は社債権者の請求があり次第支払われるものとする。</p> <p>(6) 第1回目の利息支払期日前に本新株予約権の行使の効力が発生した本社債については利息を付さない。</p> <p>(7) 第1回目の利息支払期日後に本新株予約権の行使の効力が発生した本社債については、本新株予約権の行使の効力発生日の直前の利息支払期日後は利息を付さない。</p> <p>(8) 本社債の利息の支払場所は、「申込取扱場所」記載のとおりとする。</p>
償還期限	平成28年10月31日(月)

償還の方法	<p>1 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債は、平成28年10月31日(以下「満期償還日」という。)にその総額を額面100円につき金100円で償還する。ただし、本社債の繰上償還に関しては、本項第(2)号および第(3)号に定めるところによる。なお、償還日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(2) 当社は、平成24年11月19日(当日を含む。)から平成28年10月30日までの間のいずれかの日(以下「任意償還期日」という。)に、当該時点で残存する本社債の全部または一部を、各社債の額面100円につき金110円の割合で、任意償還期日(当日を含む。)の経過利息とともに繰上償還することができる。この場合、当社は本新株予約権を同時に無償にて消却するものとする。また、当社は当該時点で残存する本社債の一部を償還する場合には、当社は、任意償還期日の30日前までに、本社債権者に対し、繰上償還を行う旨、任意償還期日、および繰上償還の対象となる本社債を通知するものとする。</p> <p>(3) 本社債の償還金の支払場所は、「申込取扱場所」記載のとおりとする。</p>
募集の方法	第三者割当の方法により、全額をSBIホールディングス株式会社に割り当てる。
申込証拠金(円)	該当事項なし。
申込期日	平成24年11月16日(金)
申込取扱場所	株式会社ウェブクルー 経営管理ディビジョン
払込期日	平成24年11月19日(月) 本新株予約権を割り当てる日は平成24年11月19日とする。ただし、本社債の金額が払込期日に払込まれたことが条件とする。
振替機関	該当事項なし。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 (担保提供制限)	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内または国外で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資することが新株予約権の内容とされたものをいう。
財務上の特約 (その他の条項)	<p>当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を喪失する。</p> <p>なお、当社は、本社債について期限の利益を喪失したときは(法令に公告等の別段の定めがある場合はそれら法定方法に加えて)本社債権者にその旨を直ちに通知するものとする。</p> <p>(1) 当社が、いずれかの本社債について、「財務上の特約(担保提供制限)」、「利息支払の方法」または「償還の方法第2項償還の方法及び期限第(2)号」の規定に違反し、7日以内にその履行をすることができないとき。</p> <p>(2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。</p> <p>(3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行ができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が1億円を超えない場合は、この限りではない。</p>

	<p>(4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てをし、または取締役会において解散(新設もしくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社もしくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。)の決議を行ったとき。</p> <p>(5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定、もしくは会社更生手続開始もしくは特別清算開始の命令を受けたとき。</p> <p>(6) 当社の解散を当社の株主総会が決議した場合。</p> <p>(7) その他の当社が破産、債務超過または一般的な債務履行不能状態に陥ったことを宣言する手続きの申立てがあった場合。</p>
取得格付	取得していない

(注) 1 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

2 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社は電子公告によりこれを行うものとする。ただし、自己に帰すべからざる事由その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。なお、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

3 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者集会は、一つの集会として開催される。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、本種類の社債の社債権者集会の日より少なくとも3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を通知する。
- (3) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (4) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する本社債権者は、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。なお、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は本種類の社債の総額に算入しない。

## (新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>(完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。100株を1単元とする単元株制度を採用している。)</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>新株予約権の行使請求(「新株予約権の行使期間」に定義する。)により当社が当社普通株式を新たに発行し、またはこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額で除した数とする。</p> <p>ただし、行使により生じる1株未満の端数は会社法の規定に基づいて現金により精算する。なお、かかる現金精算において生じる1円未満の端数はこれを切り捨てる。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合、会社法第192条の定めによる単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。</p> <p>なお、「転換価額」とは、1株につき710円とするか、これが調整される場合は、かかる調整後の金額を指す。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額は、1株につき710円とする。</p> <p>3 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>「既発行普通株式数」は当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるため基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に係り増加した当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(3)号に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引き換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換・交換または行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、または、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>

当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当をする場合  
調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、または当社普通株式の無償割当の効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当について、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引き換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)、または本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換、または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日)または無償割当の効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換、または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引き換えに本項第(3)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本項第(2)号 または による転換価額の調整が行われる場合には、( )上記交付が行われた後の本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、( )上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い当社普通株式1株当たりの対価(本 において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における本項第(3)号 に定める時価を下回る価額になる場合  
( )当該取得請求権付株式等に関し、本項第(2)号 による転換価額の調整が修正日以前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換、または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本項第(2)号 の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(2)号 または上記( )による転換価額の調整が修正日前行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換、または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号 に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。

なお、ある月に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額のうち最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 乃至 における対価とは、当該株式または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本項第(2)号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価値を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

本項第(2)号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他の当社機関の承認を条件としているときには、本項第(2)号 乃至 にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額により} \quad (\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 転換価額調整式中の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日を除く。)とする。この場合、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式数を加えたものとする。(当該転換価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき「交付普通株式数」に該当するとみなされることとなる当社普通株式数を含む。)

	<p>本項(2)号 乃至 に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は本項第(2)号の規定のうち、当該証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、その他会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式数の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額の調整をすべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用する時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額およびその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金1,500,000,000円</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>(1) 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格 本新株予約権1個の行使に際して出資をなすべき1株あたりの金額(以下「転換価額」という。)は、当初710円とする。ただし、新株予約権の行使時の払込金額に定めるところに従い転換価額を調整することがある。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金および資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成24年11月19日から平成28年10月30日までの間、いつでも本新株予約権を行使すること(以下「行使請求」という。)ができる。ただし、( )当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の3営業日前の日まで、また( )期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失の時までとする。</p> <p>上記のいずれの場合も、平成28年10月30日より後に本新株予約権を行使することはできない。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1 行使請求受付場所 株式会社ウェブクルー 経営管理ディビジョン</p> <p>2 行使請求取次場所 該当事項なし。</p> <p>3 払込取扱場所 該当事項なし。</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>(1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>(2) 各新株予約権の一部行使はできない。</p>



自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。 なお、本新株予約権の取得事由は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会決議による事前の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計15個の本新株予約権を発行する。

2 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

3 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

4 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、当該本新株予約権者が指定する、口座管理機関における振替口座簿の顧客口への記録を行うことにより株式を交付する。

5 本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権にかかる本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に係ることを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得る経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換に金銭の払込を要しないこととした。

2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,500,000,000	3,000,000	1,497,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、主に登記費用、弁護士費用、新株予約権評価費用等です。

(2)【手取金の使途】

当社は、SBIホールディングス株式会社と平成24年10月2日に締結した資本・業務提携契約に基づき、同社が保有しているSBI損害保険株式会社の株式の一部540,000株(平成24年9月末日現在、SBI損害保険株式会社の発行済株式総数に対する割合:19.85%)を、取得価額1株3,000円、総額1,620百万円にて同社から取得する予定です。上記差引手取概算額1,497百万円については、平成24年11月19日に全額当該株式購入資金に充当する予定であります。なお、資金の支出が実行されるまでの期間は、安全性の高い普通預金として保管、管理してまいります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	
名称	S B Iホールディングス株式会社
本店所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 執行役員社長 北尾 吉孝
事業の内容	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等
届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第14期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) 平成24年6月28日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第15期第1四半期 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日) 平成24年8月14日 関東財務局長に提出
資本金	81,665百万円
大株主及び持株比率	シービーニューヨーク オービス エスアイシーアーヴィー 2,081,057株 9.26% シービーニューヨークオービス ファンズ 2,059,542株 9.17%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

当社は、S B Iホールディングス株式会社と平成24年10月2日に資本・業務提携契約を締結しております。

### c. 割当予定先の選定理由

当社は、サービスや保険を中心とした各種金融商品等について中立的な立場から最適な商品・サービスを簡単に比較・選択できるポータルサイト「ズバット」をはじめとする比較サイトを運営しており、サイトの利用者数は、累計830万人を越えております。また子会社の株式会社保険見直し本舗において、50社以上の保険会社の商品から消費者にとって最良の選択を提供する保険の見直し相談を行う店舗を全国で156店舗(平成24年9月30日現在)運営しており、ウェブ事業の水平展開とリアル事業の垂直展開という二つのベクトルで事業を拡大しております。

一方、S B Iホールディングス株式会社(本社:東京都港区、代表取締役執行役員社長 北尾吉孝)は、傘下に株式会社S B I証券、住信S B Iネット銀行株式会社、S B I損害保険株式会社などのインターネット金融サービス事業会社を有するほか、自動車保険比較サイト「インズウェブ」やローン比較サイト「イー・ローン」等のマーケットプレイス事業も運営しており、グループ内の事業・サービス間におけるシナジーを徹底追求することで1,350万件を超える顧客基盤(平成24年6月末現在)を有する企業グループを形成しております。

当社とS B Iグループは、これまでも当社が運営する比較サイト事業で協業してきた実績があり、互いの事業を理解し実績に基づいた信頼関係を構築してきておりますが、お互いの更なる事業の発展を目的に、平成24年10月2日に資本・業務

提携契約を締結いたしました。

業務提携の内容について、具体的な施策は今後、両社で協議し決定してまいります。以下につきましては協業することで合意しております。

SBIホールディングス株式会社が運営する比較サイト「イー・ローン」「インズウェブ」等と、当社が運営する比較サイト「ズバット住宅ローン」「ズバット自動車保険」「保険スクエアBang!」等のマーケットプレイス事業における連携強化

両社の顧客基盤を活用した商材のクロスセルの推進

このたびの提携により、SBIグループが培ってきたインターネット金融ビジネスの経験と当社グループのインターネットマーケティングノウハウを融合させることで、両社のユーザー、お取引先に今まで以上に安価でよいサービスを提供することが可能となり、両社ともに競合に対するマーケットにおける絶対的な優位性を確立出来ると考えております。

一方、資本提携の内容については、当社は、SBIホールディングス株式会社と締結した資本・業務提携契約に基づき、SBIホールディングス株式会社が保有しているSBI損害保険株式会社の株式の一部540,000株(平成24年9月末日現在、SBI損害保険株式会社の発行済株式総数に対する割合:19.85%)を、取得価額1株3,000円、総額1,620百万円にて同社から取得する予定であり、SBIホールディングス株式会社は、当社と協議を重ねて契約を締結することにより、1,620百万円を上限とし、かつ発行済株式総数の10%を超えない範囲で当社の株式を市場取得、第三者割当、転換社債その他の方法にて取得する予定でした。

第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行を選択した理由につきましては、当社は、当社の資本政策、希薄化、及び今回の資本提携の枠組みを鑑みまして、転換社債型新株予約権付社債の発行の手法が最良の手段であると考えておりました。一方、SBIホールディングス株式会社からは、当社の現在の事業の状況ならびに今回の業務提携により期待される効果等を考慮し、当社の今後の成長が期待できることから、当社の株式の売買出来高を鑑みて第三者割当が最善であると同っておりましたが、当社と協議の上、当社の急な株式の希薄化を避けることで既存株主利益も合わせて考慮いただき、本新株予約権付社債の発行という結論に達した次第であります。

両グループの信頼関係をより強固なものとし、お互いの更なる事業拡大のための投資に資するものであるため、SBIホールディングス株式会社を割当予定先として本新株予約権付社債の発行をするものであります。

#### d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権付社債の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、交付株式数は、行使請求する本新株予約権に係る払込金額の総額を行使価額で除して得られる最大整数としております。なお、本新株予約権付社債の1株あたりの当初行使価額は710円です。

#### e. 株券等の保有方針

割当予定先は、本新株予約権付社債の取得後、これに付された本新株予約権を行使して株式を取得する意向であると同っておりますが、仮に本新株予約権が全て行使された場合には、割当予定先による保有株式の当社発行済株式総数対比の持株比率は9.6%(小数点以下第2位を四捨五入)になります。

なお、割当予定先は、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使の結果として交付を受ける当社株式については、当面の間、継続保有する方針であると同っております。

#### f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株予約権付社債の払込みについては、割当予定先の自己資金をもって払込みを行うとの説明を受けています。この点、当社は、割当予定先より平成24年9月末日時点の預金残高証明書の写真を受領し、割当予定先が保有する預金残高が、本新株予約権付社債の発行に係る払込みに必要な金額を上回っていることを確認しており、割当予定先による本新株予約権付社債の払込みの確実性に問題はないものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるSBIホールディングス株式会社について、同社が東京証券取引所の市場第1部、大阪証券取引所の市場第1部、及び香港証券取引所のメインボードに上場しており、同社が東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」(最終更新日:2012年6月28日)において、同社による反社会的勢力との関係遮断を強化するための組織的な対応が謳われていることを確認しており、同社およびそのグループ会社並びに役員および従業員が反社会的勢力とは一切関係が無いものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるSBIホールディングス株式会社が、本新株予約権付社債を第三者に譲渡する場合には当社取締役会決議による事前の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を第三者に譲渡することを妨げるものではありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、独立した第三者機関による本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、本新株予約権付社債の評価報告書(以下「本新株予約権付社債評価報告書」という。)を取得しております。一定の前提(新株予約権の条件、当社株式の株価及びボラティリティ、クレジットスプレッド等)の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるブラックショールズモデルを用いて本新株予約権付社債の新株予約権部分の公正価値を算定しております。また、本新株予約権付社債の社債部分につきましては、元本及び利払をDCF法で評価算定しております。

当社は、当社から独立した第三者評価機関による本新株予約権付社債評価報告書における評価結果も勘案し、今回採用した各種条件を含め、(a)本新株予約権付社債に付された本新株予約権の理論的な公正価値と、(b)本新株予約権付社債の社債部分の評価した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、当社が得ることのできる経済的価値は概ね見合っており、本新株予約権の払込金額を無償とすることが合理的であると判断いたしました。

また、かかる議論を踏まえ、当社監査役全員から、上記発行条件は、算定根拠を含めて、本新株予約権付社債評価報告書も総合的に判断して、割当予定先に特に有利でない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の1株あたりの当初行使価額は710円であり、当該当初行使価額に基づき計算した場合、当社普通株式の発行済株式総数19,812,800株及び総議決権数198,120個に対する潜在株式数2,112,675株及び潜在議決権数21,126個の希薄化率は、それぞれ10.7%、10.7%(小数点以下第2位を四捨五入)となります。しかし、今回の本新株予約権付社債の発行は、当社がさらなる成長を遂げるために必要とされる資金の調達を図ることを目的としており、本資金調達による希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
渡邊 久憲	東京都港区	4,979,000	25.13%	4,979,000	22.71%
SBIホールディングス 株式会社	東京都港区六本木一丁目 6番1号			2,112,675	9.64%
青山 浩	東京都渋谷区	2,070,800	10.45%	2,070,800	9.44%
渡邊 通世	東京都目黒区	960,200	4.85%	960,200	4.38%
立花証券株式会社	東京都中央区日本橋小網 町7番2号	648,400	3.27%	648,400	2.96%
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社(信託 口)	東京都港区浜松町二丁目 11番3号	623,900	3.15%	623,900	2.85%
阿久津 裕	東京都千代田区	590,000	2.98%	590,000	2.69%
原田 達	東京都港区	462,000	2.33%	462,000	2.11%
大野 真一	東京都板橋区	400,000	2.02%	400,000	1.82%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目 6番1号	285,900	1.44%	285,900	1.30%
計		11,020,200	55.62%	13,132,875	59.90%

(注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年9月末日現在の株主名簿及び平成24年10月30日までに当社が確認した事項に基づき記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年9月末日現在の株主名簿をもとに、平成24年10月30日までに当社が把握した株式の異動状況及び今回の第三者割当増資で増加予定の株式数を加算し、作成しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第12期事業年度)及び四半期報告書(第13期第3四半期)に記載の「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日(平成24年10月31日)までの間に変更及び追加すべき事項はありません(商号変更及び新たな子会社の追加は除く)。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成24年10月31日)現在においてもその判断に変更はありません。

#### 1. 提携サプライヤ(保険会社、引越会社等)との関係について

##### サプライヤとの契約について

当社グループは各サプライヤごとに、以下のいずれかのまたは複数の契約を締結しています。

##### A) 情報提供料契約

見積もり請求あるいは資料請求を希望する見込み客データを受け渡した時点で情報提供料収入が発生します。データを受け渡した時点で収入が発生するため成約率には左右されません。しかしながら情報提供契約については、契約の解除を行う権利は当社グループとサプライヤの双方の側にあり、サプライヤの要請によって契約が解消された場合には、当社の経営成績が影響を受ける可能性があります。

また取引の解消に至らないまでも当社にとって希望する水準での契約の締結あるいは更改ができない場合も同様に当社の経営成績が影響を受ける可能性があります。

##### B) 販売代理店(取次店)契約

契約が成立した時点で手数料収入が発生します。サプライヤの商品力あるいは販売代理店(取次店)の対応力によって実際に成約になる割合(成約率)が変動する可能性があります。また、引越一括見積もりサービスにおいては業務提携契約を結んでおりますが、サプライヤとの間で、成約ベースによる手数料収入が計上される場合があり、販売代理店(取次店)契約と同様に分類されます。さらに保険商品の場合は契約が継続される場合、次年度以降も継続的に手数料収入が見込まれます。当社グループとサプライヤの販売代理店契約は双方の側から解約が可能であり、サプライヤからの要請により販売代理店契約が解消された場合には、当社の経営成績が影響を受ける可能性があります。またサプライヤの業績低迷などの理由により手数料率が低下する可能性は否定できません。このような場合に当社の経営成績が影響を受ける可能性があります。

##### C) システムメンテナンス契約

提供するシステムの維持・管理コストとしてEマーケットプレイスへ参加している各提携サプライヤから徴収しており、成約件数や情報提供件数には左右されません。しかしながらシステムメンテナンス契約については、契約の解除を行う権利は当社グループとサプライヤの双方の側にあり、サプライヤの要請によって契約が解消された場合には、当社の経営成績が影響を受ける可能性があります。

また、取引の解消に至らないまでも当社にとって希望する水準での契約の締結あるいは更改ができない場合も同様に当社の経営成績が影響を受ける可能性があります。

##### サプライヤの財政状態による影響について

各サプライヤにおいては、市場開拓、顧客獲得に投下したコストに対する十分な売上が確保できない場合、事業撤退や他社との事業統合等の経営判断を行う可能性があります。今後、より一層の競争環境の激化がこうした流れを助長することが予想されます。当社はこうした業界再編等の影響を最低限に抑制するべく健全な財政状態にあるサプライヤ各社との取引を行うよう努めておりますが、今後、上記理由等により当社との取引があるサプライヤの財政状態が悪化し、万一、事業撤退や破綻などの状況に至った場合、当該会社との情報提供契約が更新されないあるいは解約されたり、当該会社に関わる保有契約が失効・解約されることなどにより、当社の経営成績に重大な影響を与える可能性があります。

## 2. システム上の問題について

当社はインターネットを利用して、ユーザーに対して各種のサービスを提供しております。このため業務においてコンピュータシステムに依存する部分が多く、以下のリスクが存在します。

### システムセキュリティについて

当社の運営しているEマーケットプレイスにおいては、当社のサーバーに顧客情報をはじめとする様々な情報が蓄積されるため、これらの情報の保護が極めて重要になります。そのため当社では、これらの情報の消失や外部への漏洩がないよう、ファイアウォールシステムによる不正アクセスの防止を行うとともに、サーバー監視を24時間体制で行っております。また定期的なデータバックアップを実施しデータの喪失を防いでおります。しかし、自然災害や事故、当社社員の過誤、不正アクセスやコンピュータウイルスなどの要因によって、データの漏洩、データの破壊や誤作動が起こる可能性があります。このような場合には、当社の信頼を失うばかりでなく、サプライヤを含めた顧客等からの損害賠償請求、訴訟により責任追及される事態が発生する可能性があります。

### システムダウンについて

当社の事業はコンピュータシステムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や事故などにより、通信ネットワークが切断された場合には当社の営業は不可能となります。また、一時的な過負荷によって当社またはデータセンタの通信機器が作動不能に陥ったり、外部からの不正な侵入犯罪や社員の誤操作によってネットワーク障害やシステムダウンが発生する可能性があります。

これらの障害対策として、機器障害またはシステムダウン時には、予備の機器またはシステムが動作し、サービス停止時間を最小限にとどめるように設計されております。さらに、定期的にバックアップを実施しており、システム障害によるデータの損失を極力少なくする運用が行われております。これらの障害が生じた場合には当社に対する訴訟や損害賠償などで、当社の事業の信頼性に影響を及ぼす可能性があります。

## 3. 個人情報の保護について

当社では、個人情報保護法については、以下のとおりの取組みを行っております。

### 個人情報保護方針

- A) 個人情報に関する法令およびその他の規範を反映した個人情報取扱い規程を定め、遵守しております。
- B) 個人情報を適正に取り扱うために個人情報管理体制を継続的に見直し、改善しております。
- C) 個人情報の収集、利用、提供は、当社業務において必要な範囲内のみで行い、社内の適正な権限を持った者のみが、アクセス出来るようになっております。また一般の社員が一覧で個人情報を閲覧出来ないようにしている等、取扱には万全の管理体制を施しています。
- D) 個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等に対し、接続ログの取得、24時間体制でのアクセス監視等の個人情報保護の対策を講じております。

### 個人情報の収集について

当社が運営するEマーケットプレイスにあたり、利用者は当社のサイトに個人情報を入力し、その情報は当社データベースに蓄積されます。これらの情報は、本人の同意なく第三者に公開することは一切ありません。また個人情報の利用についてはサイト上で利用規約を明示し、その範囲に関して事前に利用者の承諾をとっております。

### 個人情報に係るセキュリティについて

当社では個人情報に対する不正なアクセスを防止するために、ファイアウォールシステムや専門業者のネットワークセキュリティ監視システムを導入するとともに、提携サプライヤに対して情報を伝達する際には専用線の利用、IPSec、SSL等の暗号化された通信経路を利用するなど、セキュリティの向上に努めております。また当社が提供するサービスやトラブルに対しては、必要に応じて当社の責任者が対応する体制をとっております。個人情報を保管しているサーバーにつきましても24時間管理のセキュリティ設備のあるデータセンターで厳重に管理されております。さらに、当社グループは平成19年12月26日に情報セキュリティマネジメントシステムの国際認証基準である「ISO 27001」の認証を取得し、情報セキュリティの維持向上を図ってまいります。

当社は上記のとおり個人情報の取扱いには細心の注意を払っておりますが、当社からの個人情報の漏出を完全に防止できるという保証はありません。今後、何らかの理由によって、当社が保有する個人情報が社外に漏出した場合には、当社の風評の低下によるサービス利用者数の減少、当該個人からの損害賠償請求等が発生し、当社の事業及び経営成績に影響を受ける可能性があります。

## 4. 法的規制・自主規制について

### インターネット事業に係る規制

今日の国内におけるインターネットに関する規制の主なものは「電気通信事業法」であります。現時点においては当社が事業を行う上で届出等は必要なく、また事業を継続する上で特に制約を受ける事項はありません。しかし、インターネットに関連する不正アクセス対策、電子署名・電子認証制度、知的所有権の保護等の法的整備の不備が各方面か

ら指摘されており、他の諸外国と同様に、今後、各種法律の整備が進む可能性があります。このような場合、当社の業務が制約を受け当社の業績が影響を受ける可能性があります。

#### 保険事業に係る規制

当社の連結子会社である株式会社損害保険見直し本舗、株式会社住宅本舗及び株式会社保険見直し本舗は、損害保険代理店及び生命保険募集人として「保険業法」に基づく登録を行っており、同法及びその関係法令並びにそれに基づく関係当局の監督等による規制、さらには、社団法人日本損害保険協会及び社団法人生命保険協会による自主規制を受けた保険会社の指導等を受けて、サービス活動及び保険募集を行っております。また、保険募集に際しては、上記「保険業法」の他、「保険法」、「金融商品の販売等に関する法律」（「金融商品販売法」）、「消費者契約法」、「不当景品類および不当表示防止法」（「景表法」）等の関係法令を遵守する必要があります。

なお、「保険業法」に基づく損害保険代理店および生命保険募集人としての登録の有効期限は特に定められておらず、また当社グループでは、現在において当該登録の取消事由はないものと認識しております。

係る関係法令等の下、当社グループでは、保険募集の方法等に関する社内管理体制の整備を行い、法令遵守に努めております。

しかしながら、万が一保険契約者、関係当局その他の第三者から、当社グループのサービス活動および保険募集の方法等が、「保険業法」、「保険法」、「金融商品販売法」、「消費者契約法」、「景表法」またはその他関係法令等に抵触すると判断された場合には、保険申込者もしくは保険契約者による保険契約の申込みの撤回、保険契約の取消しもしくは解約等による保険契約数の減少または保険申込者、保険契約者その他の第三者からの損害賠償請求等が発生し、当社グループの事業および経営成績が影響を受ける可能性があります。当局による登録取消しを含む行政処分、罰則の適用等を受けることにより、当社グループの経営成績および事業の継続性自体が重大な影響を受ける可能性を完全に否定することはできません。

また今後、保険業法等の関係法令、関係当局の解釈、自主規制等の制定、改廃等があった場合には、一方では、サービス活動及び保険募集の際に遵守すべきルール、保険申込者または保険契約者の権利等が明確化され、サービス活動及び保険募集のための環境が整備される側面がありますが、他方で、当社グループのサービス活動および保険募集の方法等が制限を受ける可能性があります。

係る場合には、当社は、その都度、それに適合する形でのサービス活動及び保険募集を行っていく所存ではありますが、従来のサービス活動及び保険募集の方法等に制限が課され、または保険料率に変更されること等により、新規保険契約数の減少、利益率の減少等を招来し、当社の事業及び経営成績が影響を受ける可能性は皆無ではありません。

#### 5. 知的財産権について

当社は平成13年9月21日に「保険スクエアbang!」の商標権を取得しておりますが、一方、現時点においてはEマーケットプレイス事業を運営する上でビジネスモデルや技術に関する特許権を取得しておりません。現段階において当社は第三者の知的財産権の侵害は存在していないものと認識しておりますが、今後知的財産権の侵害を理由とする訴訟やクレームが提起されないという保証はなく、そのような事態が発生した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### 6. 競合について

当社が運営するEマーケットプレイスと競合するウェブサイトは複数存在しております。また当社の行っているサービスはいわゆる参入障壁が低く、比較的簡単にサイトを開設することが可能です。

当社では競合他社との差別化として、提携サプライヤの協力のもと、顧客とサプライヤ双方のメリット向上に向け、継続的なシステムの機能向上、ユーザー向けサービスの向上、ブランド力の維持・強化に努める所存ではありますが、競合他社が多くなることで当社グループのサービスの利用者が減少し、業績に影響を与える可能性があります。

また、提携サプライヤに対する価格面につきましては、適正な価格にてよりきめ細かなサービスを提供することにより、提携サプライヤからの信頼を得ることが重要であると考えておりますが、競合他社の値下げにより、当社のサービスに対して値下げ圧力がかかる可能性があり、当社の事業または経営成績が影響を受ける可能性があります。

#### 7. 広告宣伝活動について

当社は当社グループの運営するEマーケットプレイスにおけるサービス利用者を獲得するために、当社（単体）の売上高に対して相当額の広告費を投下しております。広告の出稿においては、費用対効果を十分勘案した上で支出の可否を判断し、インターネット上のリスティング広告を中心に投稿しております。また、最近では新たな媒体の開拓・開発にも積極的に取り組んでおります。

当社は今後、媒体費の遡増等により費用対効果が悪化し、結果、実施できる広告宣伝活動自体が縮小してしまい、当初想定したサービス利用者数を確保できなくなる可能性があります。このような場合、当社の経営成績に影響を与える可能性があります。



期別	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月
売上高(千円)	2,148,375	2,319,639	2,628,683	2,714,573	2,922,019
広告宣伝費(千円)	1,024,040	1,095,231	1,238,513	1,524,980	1,466,137
売上高に占める割合(%)	47.67	47.22	47.12	56.18	50.18

#### 8. 保険サービス事業について

保険サービス事業は最近連結会計年度に売上高7,746,718千円となりました。子会社である株式会社保険見直し本舗は生命保険代理店事業を行っておりますが、当事業は契約保険料に応じて次年度以降も継続的に手数料収入が得られるため、人員の拡充および積極的な出店により新規保険契約の獲得を積極的に行い、平成23年9月期の新規獲得ANP(年換算保険料)は77億円を超え順調に推移しております。しかし、保険契約の解約や保険会社の倒産等により当初期待した手数料収入が得られない可能性を否定できません。現状では、株式会社保険見直し本舗の保険継続率は98%程度と極めて高く、また販売商品も格付A格以上の保険会社の商品が大半を占めておりますが、仮に保険契約が急激に解約されたりまたは保険会社が倒産等した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 9. 貸付金について

当社グループは、子会社である株式会社ウェブクルーファイナンスを通じて金融事業を行っており、連結ベースの貸付金残高(長期未収入金含む)は最近連結会計年度末で784,312千円(内、引当金計上額として約548,604千円)となっております。当該貸付金は当社グループと事業シナジーが見込める事業会社及び個人富裕層を対象としたもので、貸付にあたっては資金使途、回収可能性、担保等につき十分な精査を行った上で実行しております。しかし、相手先の状況や経済環境の急変など何らかの事情により資金が回収されない可能性を完全には否定できず、このような場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 10. 投資事業について

当社グループは、最近連結会計年度末で投資有価証券を330,879千円保有しております。当社は事業シナジーが見込めるベンチャー企業投資に注力し、投資採算とリスクを慎重に判断した投資を行っております。しかし、投資先の状況や経済環境の急変など何らかの事情により投資の採算が期待どおりにならない可能性を完全には否定できず、このような場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 11. 新規事業立上げに伴うリスク

当社は平成18年9月期から子会社を通じて広告代理店事業、金融事業、不動産仲介事業などの新規事業を本格的に展開しております。また、最近連結会計年度にはEコマース事業を本格稼働してまいりました。これらの新規事業を行うにあたり、当社グループでは、当該事業の特質、採算性と収益性、事業リスク等を十分に検討した上で開始いたしました。新規事業のため業歴は短く、また、事業採算性等を勘案した場合、当初期待した収益が得られない等の理由により当該新規事業からの撤退あるいは規模縮小などの経営判断をする可能性は否定できません。このような場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第12期事業年度）の提出日（平成23年12月26日）以降、本有価証券届出書提出日（平成24年10月31日）までの間において、以下の各臨時報告書を提出しております。

1. 平成23年12月28日に、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、以下の内容の臨時報告書を提出しております。

(1) 株主総会開催日 平成23年12月22日

### (2) 決議の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3,000円 総額98,586,000円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年12月26日

#### 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役として、山田靖、西田雅彦を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果 （賛成割合（％））
第1号議案 剰余金の処分の件	22,027	11	0	（注1）	可決（97.79）
第2号議案 監査役2名選任の件					
山田 靖	22,024	27	0	（注2）	可決（97.72）
西田 雅彦	22,026	25	0		可決（97.73）

（注）1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権は加算していません。

2. 平成24年1月20日に、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、以下の内容の臨時報告書を提出しております。

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称：株式会社アガスタ

住所：東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

代表者の氏名：鈴木康二

資本金：364百万円

事業の内容：自動車、中古自動車の売買及び輸出業等

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前：0個

異動後：6,000個(内間接所有分1個)

総株主等の議決権に対する割合

異動前：0.00%

異動後：100.00%(内間接所有分0.01%)

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：当社が株式会社アガスタ株式をNISグループ株式会社より取得したため、子会社に該当したことによるものであります。

異動の年月日：平成24年1月17日

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日	平成23年12月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第13期第3四半期)	自 平成23年10月1日 至 平成24年6月30日	平成24年8月10日 関東財務局長に提出

なお上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月10日

株式会社ウェブクルー  
取締役会 御中

監査法人アリア

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 茂木 秀俊 印

業務執行社員 公認会計士 古屋 尚樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウェブクルーの平成23年10月1日から平成24年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年10月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ウェブクルー及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

セグメント情報2.報告セグメントの変更等に関する事項に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より報告セグメントを変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年12月17日

株式会社ウェブクルー  
取締役会 御中

監査法人アリア

代表社員 公認会計士 山 中 康 之  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 古 屋 尚 樹

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウェブクルーの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウェブクルー及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ウェブクルーの平成22年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ウェブクルーが平成22年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年12月22日

株式会社ウェブクルー  
取締役会 御中

監査法人アリア

代表社員 公認会計士 山 中 康 之  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 古 屋 尚 樹

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウェブクルーの平成22年10月1日から平成23年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウェブクルー及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年12月1日開催の取締役会において、7,517,900株の自己株式の消却を行うことを決議し、自己株式を消却している。



< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ウェブクルーの平成23年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ウェブクルーが平成23年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は重要な欠陥があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

内部統制報告書に記載されている元子会社役員の不正行為に関連する資金の流出については、会社による調査のなかで証憑類との照合等が行われ、その結果特定した必要な修正はすべて連結財務諸表に反映されており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

会社は、事業年度の末日後に重要な欠陥を是正するための措置として業務監査室の設置、子会社の取締役会の充実、内部通報制度の整備及び運用の徹底を図るとともに、業務管掌範囲の見直し等を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年12月17日

株式会社ウェブクルー  
取締役会 御中

### 監査法人アリア

代表社員 公認会計士 山 中 康 之  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 古 屋 尚 樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウェブクルーの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウェブクルーの平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年12月22日

株式会社ウェブクルー  
取締役会 御中

### 監査法人アリア

代表社員 公認会計士 山 中 康 之  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 古 屋 尚 樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウェブクルーの平成22年10月1日から平成23年9月30日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウェブクルーの平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年12月1日開催の取締役会において、7,517,900株の自己株式の消却を行うことを決議し、自己株式を消却している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。